

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京工事事務所入札監視委員会（第1回定例会）審議概要

開催日及び場所		令和6年7月26日（金） 東京工事事務所5階会議室	
委員		村瀬均（弁護士）・谷和夫（大学院教授） ・西村万里子（大学教授）	
審議対象期間		令和5年10月1日～令和6年3月31日	
工事	抽出案件	件数	1件
	一般競争入札方式 （政府調達協定適用対象以外）	相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設） 新築他	
役務	抽出案件	件数	1件
	簡易公募型競争入札方式に準じた方式	北海道新幹線、新八雲（仮称）駅外4箇所 空調設備他実施設計	
物品等	抽出案件	件数	1件
	一般競争入札方式 （総合評価）（WTO）	電気工事積算システム設計・開発業務	
高落札率契約	抽出案件	件数	1件
	一般競争入札方式 （政府調達協定適用対象以外）	相鉄・東急直通線、羽沢・日吉間諸設備他	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		なし	

別紙（工事）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式（政府調達協定適用対象以外） 「相鉄・東急直通線、新横浜駅前交番（本設）新築他」</p> <p>① 開札前に辞退した2者について、辞退理由を把握しているか。</p> <p>② 競争参加資格確認通知から入札の締め切りまでの期間は適切だったのか。</p>	<p>① 辞退した会社にはヒアリングを行い、辞退理由を確認した。</p> <p>② 当機構の規定に則り、必要な日数を確保しており、日数に関しては十分であったと認識している。</p>

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	<p>簡易公募型競争入札方式に準じた方式 「北海道新幹線、新八雲（仮称）駅外4箇所空調設備他実施設計」</p> <p>① 一者応札となった理由は何か。</p> <p>② 空調設備設計と可動柵の設計を両方行うことができる会社は多いのか。参加できる会社の門戸が狭まっているのではないか。</p>	<p>① 業界団体にヒアリングを行ったところ、業界全体が繁忙期であり、新たに受注する余力がないとのことであった。</p> <p>② 参加できる業者が限られる可能性については、何とも言い難いところではあるが、空調設備設計と可動柵の設計を同時に発注し、契約に至った実績があることから、今回も同様に発注を行ったものである。</p>

別紙（物品等）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式（総合評価）（WTO） 「電気工事積算システム設計・開発業務」</p> <p>① 参加表明をする会社が少ないという事例は、今年になって急に増加しているのか、以前からこのような傾向はあるのか。</p> <p>② 競争性は確保されているのか。</p> <p>③ 入札価格が2者で大きく異なる理由はどのように考えているか。</p>	<p>① 今年度の現時点まででは、参加表明者がいないために再公告又は再公示になった事例はほとんどない。</p> <p>② 参加者には、入札結果が公表されるまで他の参加者数が分からないので、潜在的に競争性は確保されていると考えている。</p> <p>③ 各者の総合評価での提案内容や積算方法の差異により生じたものと推測している。</p>

別紙（高落札率契約）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式（政府調達協定適用対象以外） 「相鉄・東急直通線、羽沢・日吉間諸設備他」</p> <p>① 業界の規模はアスファルトよりもコンクリートの方が大きいと思われるので、応札者を増やすためとして企業実績及び施工経験の要件をコンクリート構造物工事からアスファルト舗装工事に変更したのは、逆効果となっていないか。</p>	<p>① 初回発注時にコンクリート構造物工事を施工経験の要件とした際には応札者がおらず、再公告に際しての競争参加資格の見直しにおいて、実務に合わせた要件となるように変更したものである。</p>

	<p>② 工事箇所が広い範囲で点在するものを一件で発注しているが、工種ごとなどに分けた方が参加しやすかったのではないか。</p>	<p>② 本件の規模で工種ごとに分割などを行うと1件当たりの工事規模が小さくなりすぎるので、参加のしやすさと規模のバランスを取った結果、本件の方法での発注に至った。</p>
--	--	--

別紙（その他）

/	意見等	
1	<p>工事、役務、物品等の全体審議 なし</p>	
2	<p>高落札率契約の全体審議 なし</p>	
3	<p>一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議 なし</p>	
4	<p>その他 なし</p>	